

丸山地区防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

地域おたすけガイドの作成にあたって

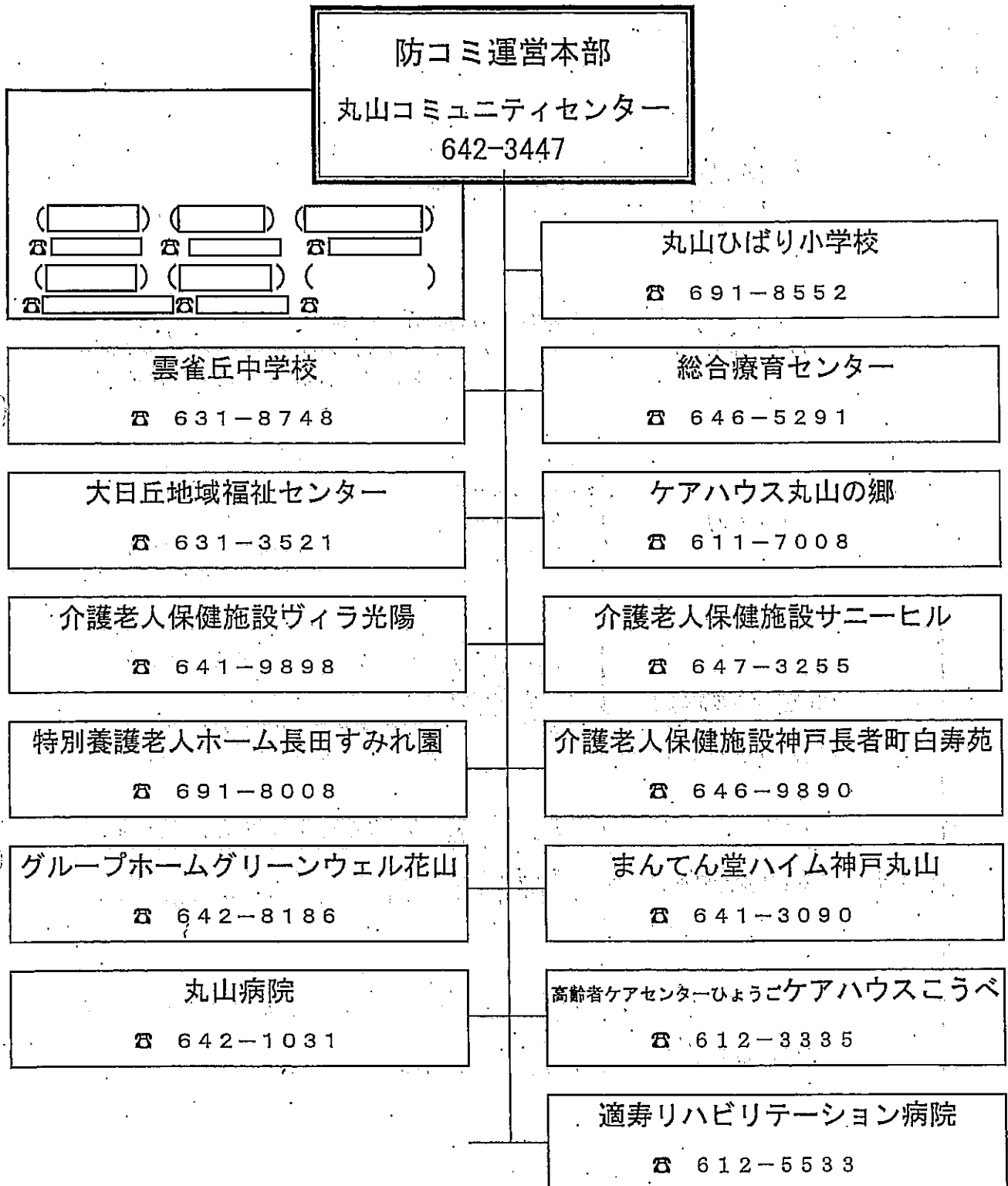
- ◎地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。
- ◎災害時は周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- ◎防コミで訓練を通して繰り返し検証して、丸山地区に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。

平成28年3月作成
丸山地区防災福祉コミュニティ

■丸山地域の主要施設・設備等

防コミ運営本部 設置場所	丸山コミュニティセンター		
指定避難所	丸山コミュニティセンター	丸山小学校	
	雲雀丘中学校	総合療育センター	
一時避難場所 (開放可能時間)	丸山地区住民会館 2号館	ケアハウス 丸山の郷 (24時間)	
	大日丘児童館	介護老人保健施設 サニーヒル (9:00~18:00、他状況により対応)	
	介護老人保健施設 ヴィラ光陽 (避難者が必要とする時間)	介護老人保健施設 神戸長者町白寿苑 (24時間)	
	特別養護老人ホーム 長田すみれ園 (24時間)	まんてん堂ハイム こうべ丸山 (災害の規模により考慮)	
	グループホーム グリーンウェル花山 (9:00~18:00)	高齢者ケアセンター ひょうごケアハウスこうべ (24時間)	
	丸山病院 (8:00~17:00)	適寿 リハビリテーション病院 (9:00~17:00)	
防災資機材庫 設置場所	大日丘 地域福祉センター	花山公園	
災害時要援護者 名簿保管場所			
防災行政無線 保有者			

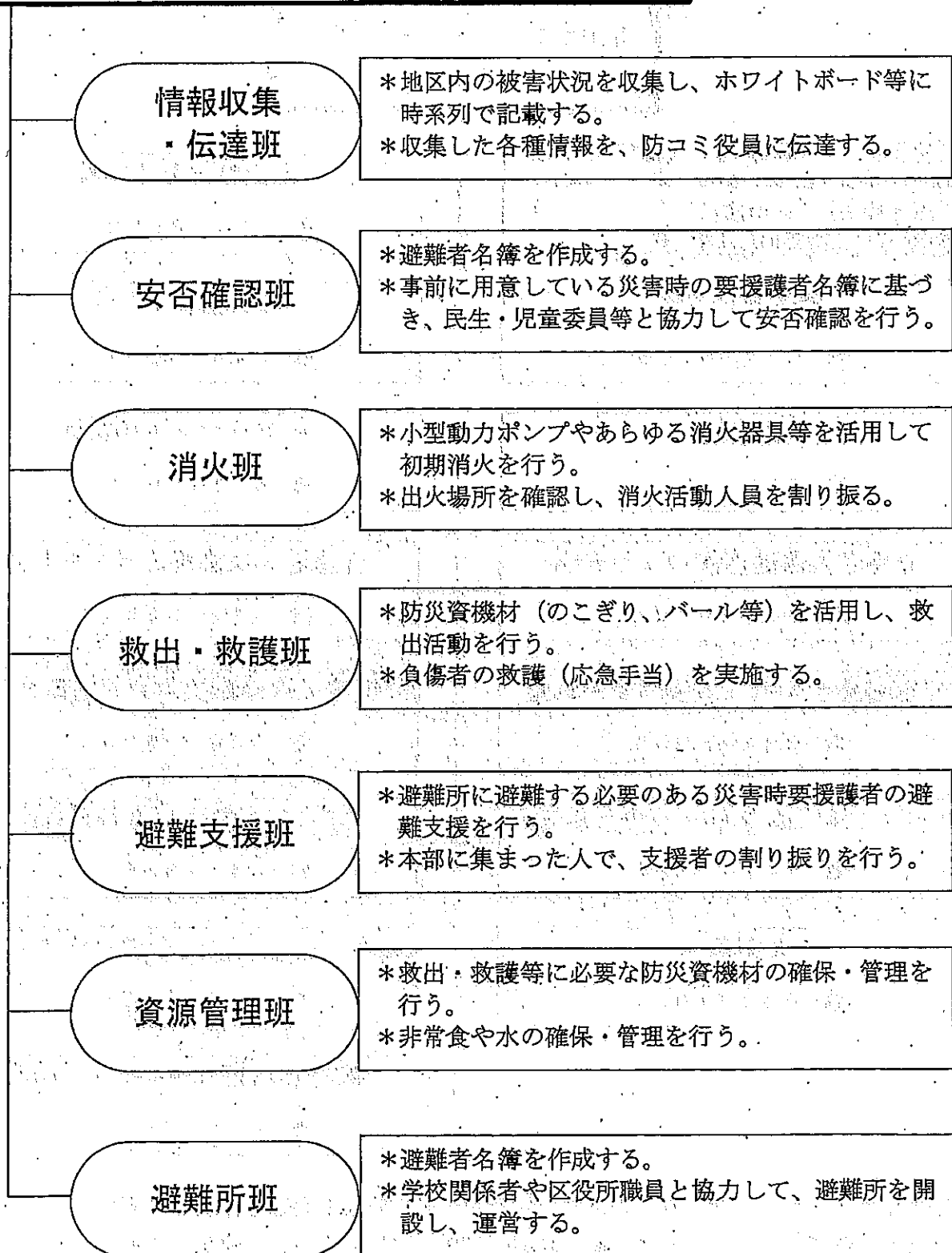
■防コミ運営本部と避難所・一時避難場所の連絡体制



※丸山コミュニティセンターのカギの保管者名簿、開放手順等を作成し、周知しておく。
 ※指定避難所のカギの保管者名簿、避難所開設の流れを作成し、周知しておく。

■防コミ運営本部の班編成

防コミ運営本部（丸山コミュニティセンター）



■活動班メンバー

防コミ運営本部		
活動班	班長	副班長
情報収集・伝達班		
安否確認班		
消火班		
救出・救護班		
避難支援班		
資源管理班		
避難所班		

①風水害

【災害発生前】

□は、その行動が完了したら✓をつける。

0 防コミ役員間での連絡 ⇒ 防コミ運営本部を立ち上げるかどうかの判断

- 気象情報、土砂災害警戒情報等を収集し、地域の状況を電話等で確認する。
- 自治会ごとに地区の状況確認を行い、警戒する。
- 民生委員はそれぞれが担当するエリアの災害時要援護者の状況を確認する。
- 防コミ役員は可能であれば、丸山コミュニティセンターに集合する。
- 防コミ役員連絡網の作成。

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、「情報収集・伝達班」、「安否確認班」、「資源管理班」等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達【情報収集・伝達班：P.16「情報収集・伝達」指示書参照】

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、防コミ役員に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各避難所及び一時避難場所の活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導【避難支援班：P.20「災害時要援護者の避難支援」指示書参照】

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各避難所及び一時避難場所の活動班により避難誘導を実施する。
⇒自治会、民生委員、婦人会で連携して、おおよそのエリア担当を決めておく。

5 資機材等の確保【資材管理班】

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。
- 状況に応じて、資機材を避難場所へ分配する。

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 「情報収集・伝達班」は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各避難所及び一時避難場所に活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。
- 「資源管理班」は本部や大日丘地域福祉センター、花山公園の防災資機材を、必要に応じて各避難所及び一時避難場所に分配する。
- 各避難所及び一時避難場所の活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 避難所及び一時避難場所毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの避難所及び一時避難場所に集まり、それぞれ実行本部長を決定した上で、その指示を受けて、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 防コミ役員は、「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達【情報収集・伝達班：P.16「情報収集・伝達」指示書参照】

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、防コミ役員に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、各避難所及び一時避難場所の連絡担当者からそれぞれの地区の被害状況や避難経路の状況、住民の安否等の状況調査を行う。
- 本部に集約された情報について、必要なものは各避難所及び一時避難場所に伝達する。

4 安否確認【安否確認班：P.17「安否確認」指示書参照】

- 事前に用意している自治会名簿や災害時の要援護者名簿に基づき、民生・児童委員等と協力し、安否確認を行う。
 - ※ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を貼るなどによる区別も効果的。
 - ※玄関で「無事です」「〇〇へ避難しています」の表示を行う。
 - ⇒表示することを、地域住民へ周知する。(表示する紙の配布)

5 救出・救護【救出・救護班：P.19「救出・救護活動」指示書参照】

- 二次災害に注意しながら、各避難所及び一時避難場所防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 災害時要援護者の避難支援【避難支援班：P.20「災害時要援護者の避難支援」指示書参照】

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 防コミ役員が中心となり、各避難所及び一時避難場所に集まった人で、支援者の割り振りをする。
- 要援護者も無事であれば、自宅待機 ⇒情報を丸山コミュニティセンターに集約。
- 避難所へ自力で来られた人には、安否確認票に記入してもらう。

7 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

8 避難所のたちあげ【避難所班】

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿を作成する。
⇒避難してきた人に記入してもらう「避難者名簿（記入用紙）」を作成し、地域福祉センターに保管しておく。

(参考) 防コミ運営本部設置基準

- ・震度5弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、大雨等で神戸市に土砂災害警戒情報が発表された場合。

(参考) 避難勧告の種類

【避難準備・高齢者等避難開始】

避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）は避難を開始しましょう。

いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。

【避難勧告】

災害発生の可能性が高まっています。避難を開始してください。

【避難指示（緊急）】

いまにも災害が発生する可能性があります。すぐに避難してください。

※大雨などで避難所への避難が危険なときは、崖から離れた2階以上の部屋に避難しましょう。

②地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、「情報収集・伝達班」、「安否確認班」、「資源管理班」等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 避難所及び一時避難場所毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの避難所及び一時避難場所に集まり、それぞれ実行本部長を決定した上で、その指示を受けて、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 防コミ役員は、「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達【情報収集・伝達班：P.16「情報収集・伝達」指示書参照】

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、防コミ役員に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、各避難所及び一時避難場所の連絡担当者からそれぞれの地区の被害状況や避難経路の状況、住民の安否等の状況調査を行う。
- 本部に集約された情報について、必要なものは各避難所及び一時避難場所に伝達する。
※地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよい。

4 安否確認【安否確認班：P. 17「安否確認」指示書参照】

- 事前に用意している自治会名簿や災害時の要援護者名簿に基づき、民生・児童委員等と協力し、安否確認を行う。
※ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を貼るなどによる区別も効果的。
※玄関で「無事です」「〇〇へ避難しています」の表示を行う。
⇒表示することを、地域住民へ周知する。（表示する紙の配布）

5 消火活動【消火班：P. 18「消火活動」指示書参照】

- 各避難所及び一時避難場所単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
⇒消火器の研修を受けた人が中心となる
- 各自治会と連携して、出火場所を確認する。
- 防コミ役員が中心となり、各避難所及び一時避難場所に集まった人で、消火活動人員の割り振りをする。
⇒ポンプの使い方の研修を受けた人がリーダーとなる
※火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要。

6 救出・救護【救出・救護班：P. 19「救出・救護活動」指示書参照】

- 二次災害に注意しながら、各避難所及び一時避難場所防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援【避難支援班：P. 20「災害時要援護者の避難支援」指示書参照】

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 防コミ役員が中心となり、各避難所及び一時避難場所に集まった人で、支援者の割り振りをする。
- 要援護者も無事であれば、自宅待機 ⇒情報を丸山コミュニティセンターに集約。
- 避難所へ自力で来られた人には、安否確認票に記入してもらう。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿の作成。
- 自宅待機の人へ情報発信。
- 支援物資の配布（自宅待機の人も含めて）。

④ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮。
- 同行避難してきたペットへの配慮。
- 災害時要援護者への配慮。

（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所（次頁参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3 生活情報の収集

- 生活情報を収集し、住民へ周知する。

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、320箇所を「福祉避難所」に指定しています（平成25年8月末時点）。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくこととなります。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

■大日丘地域福祉センター・花山公園の防災資機材リスト

区分	品名	大日丘地域福祉センター	花山公園	区分	品名	大日丘地域福祉センター	花山公園	区分	品名	大日丘地域福祉センター	花山公園
消火用資機材	動力消防ポンプ		1	個人装備品	ヘルメット	13		搬送用・本部用資機材	折畳みリヤカー		
	粉末消火器				ジャンパー	100			一輪車		
	強化液消火器				夜光ベスト	5			台車		1
	訓練用消火器				手袋(軍手)				本部用テント		
	布バケツ	55			腕章				折畳み式テーブル		
	組立水槽				携帯用電灯				携帯発電機		1
	オイルパン								投光機		3
	スタンドパイプ			救出・救助用資機材	スコップ	32	1		訓練用放送セット		
	消火栓キー		1		バール	23			サルベージシート		
	手かぎ				簡易ジャッキ				コードリール		
	ホース		10		チェーンソー				ストーブ・ヒーター		
	管槍・ノズル		2		可搬式ウインチ				冷風機		
	レンチ・モンキーレンチ				エンジンカッター						
	媒介金具類				のこぎり	6			炊き出し用具	かまどセット	
消火用ボックス			つるはし				コンロ				
携行ガソリン缶	2	1	ハンマー		6		鍋・やかん類				
			おの		7		ポリタンク				
			はしご・脚立								
救急・救護用具	救急セット				コンクリート破砕器具			その他	拡声器(メガホン)		4
	多人数用救急箱				災害救助工具セット				トランシーバー		
	折畳み式担架				とびぐち				拍子木		
	車いす			救助用ロープ		2					
	牽引式補助具			救助用安全带							

被害状況集約表

No	覚知日時		発生場所	被害種別	通報状況		処置状況		備考
	覚知	:			通報者	内容	対応者	内容	
1	覚知	:			通報者		対応者		
	処置	:			内容		内容		
2	覚知	:			通報者		対応者		
	処置	:			内容		内容		
3	覚知	:			通報者		対応者		
	処置	:			内容		内容		
4	覚知	:			通報者		対応者		
	処置	:			内容		内容		
5	覚知	:			通報者		対応者		
	処置	:			内容		内容		

一次避難場所名簿

一次避難場所：

作成日： 年 月 日

	フリガナ 氏名	住所	性別	年齢	要 援 護	備考 (持病の有無や配慮事項等)	退 所 日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

避難者名簿

避難所名： _____

作成日： 年 月 日

No.	フリガナ 氏名	住所	性別	年齢	要 援 護	備 考 (持病の有無や配慮事項等)	退 所 日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各自治会からの情報収集

地区内の被害状況や避難状況等の情報を収集する。

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

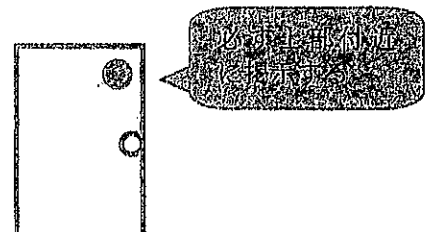
安否確認

- 1 安否確認情報を収集する。
- 2 安否不明者の確認を行う。
 - (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
 - (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。

訪問先での確認手段

- 1 外観の確認
建物に甚大な被害がないかを確認する。
- 2 声かけ・呼びかけ確認
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックする。
- 4 庭、勝手口等の確認
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認する。

※ドア等に安否確認済みの目印をつける、
安否不明者宅に連絡票を貼るなどによる区別も効果的。



シールの色分け ●救助・支援の必要あり 安否の確認できず ●確認済み・支援の必要なし

消火活動

- 1 ポンプの使い方の研修を受けた人が中心となり、耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し、初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実にを行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

救出・救護活動

- 1 防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。
- 3 本部に集まった人で、救出・救護活動人員の割り振りを行う。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

災害時要援護者の避難支援

- 1 自宅の損傷の状況等により、避難所に避難する必要のある災害時要援護者の避難支援を行う。
- 2 本部に集まった人で、支援者の割り振りを行う。
※地域福祉センターに保管している災害時要援護者名簿に基づき、民生委員と連携して、避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者
音声による情報伝達や状況説明、避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者
避難所での電源確保が必要。

緊急避難場所
一時避難場所



神戸区各別日表況